遺産分割協議書

平成17年10月10日、 市 町 番地 山田太郎の死亡により開始 した相続の共同相続人である山田花子、山田一郎、山川さくらは、本日、その 相続財産について、次の通り遺産分割の協議を行った。

- 1. 相続財産のうち、 市 町一丁目234番地宅地123.45平方メートル及び同所所在家屋番地234番居宅木造瓦葺2階建床面積一階67.00平方メートル二階34.00平方メートルの建物は、山田一郎(持分2分の1)及び山田花子(持分2分の1)の共有とすること
- 2. 相続財産のうち、株式会社 銀行 支店の定期預金(口座番号)1,000万円及び 株式会社の株式(株式番号)は、 山田一郎の所有とすること
- 3. 相続財産のうち、 信用金庫 支店の定期預金(口座番号) 3 0 0 万円は、山田さくらの所有とすること

右協議を証するため、本協議書を参通作成して、それぞれに署名、押印し、 各自1通保有するものとする。

平成17年11月23日

市 町一丁目1番2号 山田一郎 印

市 町二丁目3番4号 山田花子 印

市 町三丁目5番6号 山川さくら 印

実印を押印し、各人の印鑑証明書を添付します。